

農地法第4・5条許可申請書添付書類一覧

[調整区域]

	添付書類	内 容	備 考	発行元
1	定款若しくは寄附行為の写し	当該法人の原本証明が必要	申請者が法人の場合	法務局
	又は 法人の登記事項証明書			
2	土地の登記事項証明書 (全部事項)		インターネットの登記情報サービスより取得したもの及び要約書は不可。	法務局
3	位置図	申請地の位置を明示した図面	1/50,000～1/10,000程度	
4	見取図(住宅地図)	申請地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること		
5	地図、公図 (法務局備付)	・申請地を明示 ・隣接地の地目、現況、土地所有者、耕作者名を記入		法務局
6	事業計画書	①事業計画書		
		②見積書(造成費・建築費)	見積業者の社印のある原本 工事明細の記載されたもの	
		③資金証明	預貯金の残高証明書 融資証明書 ※申請地等を購入する場合は、土地代金も含め必要な資金を満たしていること	
		④事業計画図 ・工程表(期間が3ヶ月以上の場合)	1 以下について明示すること ①建築物(平面図、立面図、配置図等) ②進入路 ③用排水施設 ④申請地の利用計画 2 露天資材置場の場合は、何をどこに置くかを明示すること 3 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること 4 転用面積、事業期間等が事業の目的からみて適正である根拠 5 農業用倉庫の場合、農機具配置図が必要	
		⑤代替地の検討書	代替性の検討が必要な場合は、選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。 ※農地区分により必要	
7	隣接農地同意書	農地に接していなければ不要	貸借があれば、耕作者の同意も必要	

8	水利組合同意書		水利組合については、農業振興課で確認のこと	
9	農会同意書		農会については、農業振興課で確認のこと	
10	抵当権者、仮登記権利者の同意書	申請地に抵当権等がついている場合	財務省が抵当権者の場合は、原則抹消後に申請。	
11	土地改良区の意見書		申請地が土地改良区の区域内にある場合	土地改良区
12	進入路通行承諾書	水路に架橋する場合も必要（農水産課等へ申請）	第三者の土地を進入路とする場合	
13	官民境界協定書の写し	申請地内に市町所管の里道・水路が含まれている場合（現況のまま存置する場合は、添付不要）		
14	その他参考となるべき書類	転用の目的に係る事業又は施設に関して、関係法令等により許認可が必要な場合は、その許認可等を証する書類		
15	農地復元確約書 （時期を明示） 農地復元に要する見積書及び資金証明書		一時転用の場合のみ必要	
16	委任状	申請書の提出、許可書の受領を代理人へ委任する場合		

※ 公的機関の発行する証明書等については発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
（他の書類も原則として3ヶ月以内）

※ 住所・氏名の記入について

・原則として、住民票の添付は不要ですが、申請人の住所・氏名は住民票どおり正確に記入してください。（住所・氏名に誤りがあれば、登記できない場合もあります。）

・**土地の登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、申請人の住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの（住民票、戸籍の附票等）を添付してください。**

※ 相続登記が未了の場合（出来るだけ登記が完了してから手続きをしてください。）

・相続人全員が、あるいは遺産分割協議書で指定された方が譲渡人として申請する場合は、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍）と相続人全員の現在の戸籍謄本及び相続関係説明図を添付してください。**戸籍謄本及び相続関係説明図は、法務局発行の法定相続情報一覧図があれば省略できます。**

遺産分割協議の場合、協議書に押された印鑑の印鑑登録証明書も添付してください。遺言によるもの場合等、詳細は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※ 申請地が賃貸借又は、使用貸借の目的となっている場合には、合意解約等、別途必要な手続きをした上で届出をしてください。